

横浜市移動支援事業者 }
障害者入浴サービス事業者 } 各位

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

変更届の提出方法の変更について（通知） （変更届の電子申請化について）

日頃から本市の障害福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

横浜市地域生活支援サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該横浜市地域生活支援サービスの事業を再開したときは、10日以内に、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則第17条により「変更届、廃止届、休止届及び再開届」を提出することになっております。これまで、郵送での受付としておりましたが、事業所の郵送コスト減やペーパーレス化の促進等を目的とし、届出方法を郵送から「電子申請（データアップロード方式）」に変更させていただきます。

この通知以降は、横浜市の電子申請システムにデータをアップロードすることで提出が完了します。

1 提出方法

申請に必要なデータ（提出が必要な書類のデータ、エクセルやPDF等）を準備後、横浜市電子申請システムにて申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4245ea42-0e44-428e-bbd7-7623c2b8c585/start>

（ネット検索も可能です。「横浜市電子申請・届出システム」より「手続き一覧（事業所向け）」からキーワード等で検索ください。【横浜市地域生活支援サービス事業者（移動支援、障害者入浴サービス）】変更届、廃止届、休止届、再開届）

2 提出書類

【移動支援事業者】

別途通知を確認してください。横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>障害者福祉>サービス種別>ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス

【障害者入浴サービス】

別途通知を確認してください。横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>障害者福祉>サービス種別>横浜市単独事業・入浴サービス>横浜市独自事業・入浴サービス

3 留意事項

- ・その他詳細については、電子申請システムの上記手続きの案内に記載されています。
- ・本通知は、「提出方法が変更になります」という通知です。変更届を提出してくださいという通知ではありませんが、必要な変更届を提出していない場合は、速やかに提出ください。
- ・電子申請を行うと申込番号が発行されます。事業所控えは申込番号で管理してください。
- ・原本での提出をしていた資料についても、スキャンデータをアップロードしてください。

横浜市健康福祉局障害自立支援課 居宅サービス担当

Eメール：kf-helper@city.yokohama.jp